

## 介護サービス基準条例に関するQ & A

### ○指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の人権擁護推進員の配置

Q 1 指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の人権擁護推進員はいつまでに配置しなければなりませんか。

A 1 指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の基準条例は平成27年4月1日に施行されるため、平成27年4月1日に配置していなければなりません。

### ○各推進員関係

Q 2 各推進員の任命は誰が行うのですか。

A 2 推進員の任命は、原則管理者が任命することになります。

Q 3 各推進員に任期はありますか。

A 3 任期は特にありません。

Q 4 推進員の業務を行うために資格等を有する者の雇い入れが必要ですか。それとも施設（事業所）で他の業務を行っている者でも可能ですか。

A 4 各推進員は他の業務を行っている者を任命しても構いません。また、資格等を有する必要はありません。  
なお、推進員については、あくまで「配置」であり、介護職員等の勤務時間数には算入しません。

Q 5 推進員を配置していない場合には、何か罰則等がありますか。

A 5 条例で配置すべきものと規定しているため、配置は必須となります。罰則等の規定はありませんが、基準違反となります。

Q6 各サービス事業所に配置する推進員はどのような推進員ですか。

A6 サービス事業所ごとに配置しなければならない推進員については、指導監査課のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

Q7 各推進員について、同一の職員が各推進員を兼務することは可能ですか。

A7 各推進員は、一人1推進員が原則ですが、人員面等で一人に2つ以上の推進員を任命せざるを得ない場合には、一人の職員が2つ以上の推進員となることは可能です。

Q8 グループホームで複数の共同生活住居がある場合、各共同生活住居単位で各推進員の配置が必要ですか。

A8 サービス事業所ごとの配置ですので、各共同生活住居単位ごとに配置する必要はありません。なお、複数の共同生活住居がある場合は、各共同生活住居の管理者が協議して任命してください。

Q9 特養併設ショート及び老健併設ショートのため、一体的な人員配置を行っていますが、特養及び老健とは別にショーステイとして各推進員の配置が必要ですか。

A9 原則、サービス事業所ごとに配置しなければなりません。しかし、特養併設ショート及び老健併設ショート等のように、一体的な人員配置がなされている場合は、各推進員についても一体的な配置にすることができます。

Q10 介護予防サービスの指定を併せて受けている場合、介護予防サービスとして各推進員の配置が必要ですか。

A10 介護予防サービスの指定を併せて受け、かつ、介護予防サービスの事業を同一事業所において一体的に運営されている場合については、各推進員についても一体的な配置にすることができます。

Q 1 1 各推進員は、1名ずつの任命でなければなりません。それとも、複数名を任命することは可能ですか。

A 1 1 各推進員ごとに、複数名を任命することも可能です。

Q 1 2 人権擁護に関する研修は、具体的にどのような方法で実施したらよいですか。

A 1 2 施設等の実情に応じて、次の各号に掲げるいずれかの方法により実施してください。なお、単独実施が困難な場合は、複数施設等で合同実施することも差し支えありません。

- (1) 施設等内の具体的な事例を取り上げるなどの職場内研修の実施
- (2) 職場外の研修を受講した人権擁護推進員等が、その研修で学んだことを職場内の他の職員に伝達する研修の実施
- (3) 外部から講師を招いた研修の実施
- (4) 人権擁護の推進に効果的と認められるその他の方法による研修の実施

Q 1 3 安全管理対策推進員の業務内容のうち、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとありますが、具体的にどのような措置を講ずる必要があるのですか。

A 1 3 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないようにするための必要な措置としては、具体的には次の内容のとおりです。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び職員に対する周知徹底
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施

Q 1 4 福祉用具貸与事業所において、併せて特定福祉用具販売事業所の指定を受けている場合であっても、福祉用具貸与事業所と特定福祉用具販売事業所それぞれに人権擁護推進員の配置が必要ですか。

A 1 4 特定福祉用具販売事業所の指定を併せて受け、かつ、特定福祉用具販売の事業を同一事業所において一体的に運営されている場合については、人権擁護推進員についても一体的な配置にすることができます。

○サービス提供に関する記録

Q15 各サービスの提供に関する記録の保存期間について具体的に教えてください。

A15 平成27年4月1日時点で考えた場合、平成22年3月31日以前にサービス提供を行ったものについては、5年を経過することとなるので、書類の保存義務はなくなります。なお、保存義務の対象となる書類は、それぞれのサービス基準に定められている書類となります。